令和４年５月農業委員会総会議事録

令和4年5月24日午後3時00分、令和4年5月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25名

1番　金田　公隆　委員	2番　藤田　善明　委員	3番　岩谷　裕子　委員
4番　佐藤　修司　委員	5番　川村　陽彦　委員	6番　須藤　秀人　委員
7番　種澤　達也　委員	8番　町田　高司　委員	10番　三上　浩太　委員
11番　小林　政貴　委員	12番　小田桐　明　委員	13番　石岡　人志　委員
14番　福士　章逸　委員	15番　小嶋　勇成　委員	16番　木村　芳文　委員
17番　平井　秀樹　委員	18番　成田　繁則　委員	19番　佐藤　剛郎　委員
20番　大湯　茂八郎　委員	21番　戸澤　幸彦　委員	22番　髙橋　貴志　委員
23番　田村　眞裕美　委員	24番　成田　毅　委員	25番　兜森　弘義　委員
26番　前田　優考　委員		

欠席委員　1名

9番　石岡　千鶴子　委員

出席事務局　12名

事務局長	吉田　秀樹	事務局次長	佐藤　祝幸
事務局次長補佐	伊藤　靖記	事務局主幹	高橋　秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人	事務局主幹兼総務係長	高木　一誠
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利　敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂　貴宏	事務局主事	大浦　空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第81号　弘前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

議案第82号　「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和４年度最適化活動の目標の設定等」について

議案第83号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第84号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第85号　農地転用許可に係る意見について

議案第86号　農用地利用集積計画の決定について

議案第87号　農用地利用集積計画策定の要請について

議案第88号　農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第89号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第90号　農地の買受適格証明願の証明書の発行について

報告第16号　農地法第３条の許可取消について

報告第17号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

報告第18号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第19号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第20号　非農地の判断について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただ今から、令和 4 年 5 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田 繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 9 番石岡千鶴子委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。4 番佐藤修司委員、5 番川村陽彦委員、6 番須藤秀人委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 81 号を議題としたします。議案第 81 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長　議案第 81 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由は、農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、本会の決定を求めるものであります。弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、同指針の基本的な考え方において、3 年ごとの検討、見直しを行うこととなっており、農地集積推進委員及び担い手育成委員が出席しました関係者打ち合せ会議の結果に基づき、素案を作成し、その後、農地利用最適化推進委員の意見を踏まえ、運営委員会で決定した指針案が提案されているものであります。内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　会長職務代理者から指針案について説明いたします。

前田会長職代　本日総会に提案されている指針案について、5 月 19 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、成田会長、須藤委員、小林委員、それと私が出席し、さる 5 月 9 日開催した関係者打ち合わせ会議の結果と、推進委員からの意見をもとに、内容を検討し、指針案を決定いたしました。今回の見直しでは、国や県、市が示す構想がある中で、この 3 年間の当市の実績なども踏まえ、各項目とも、まず 10 年後の目標値を設定し直し、経過年の目標値を設定しております。次に、具体的な活動ごとの主な見直しについて説明してまいります。説明の方は、参考資料の見え消し版で説明いたします。参考資料の 2 ページをお開きください。第 2 の 1、遊休農地の発生防止・解消についての（1）、表の遊休農地の割合は、平成 31 年時点で 3.5％であったものが、記載のとおり、現状で 3.3％と、解消の進展が見られており、10 年後にはさらにすすめ、管内の農地面積を 13,212ha、遊休農地面積を 212.4ha とし、遊休農地の割合を 1.6％とする、としております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、利用状況調査の実施時期について、実態に応じ、積雪期を除く通年で実施することを追記したほか、全国農地ナビがｅＭＡＡＦ農地ナビに移転したため、農地情報公開システムを農業委員会サポートシステムに変更しております。次に 3 ページをお開き

前田会長職代　ください。2、担い手への農地利用の集積・集約化についての（1）、表の集積率で、平成31年時点で50.8％でありましたが、記載のとおり現状61.5％となっており、10年後には市の基本構想のとおり80％とする、としております。また、農地中間管理事業の目標値につきましては、平成31年時点で集積率は2.3％でありましたが、記載のとおり、現状5.4％となっており、10年後には、11.8％とする、としております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、人・農地プランの法定化を見据え、目標地図作成に向けた取組を追記したほか、実態に応じた取組内容に変更しております。次に5ページをお開きください。3、新規参入の促進については、国からの通知により、経営体を削除し、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積に変更しており、現状は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の40.4haとなっております。今後10年間は、現状の1割以上とし、46.5haとなっております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、国からの通知も踏まえて、新規就農に関連した相談会・説明会に年度内に農業委員または推進委員の1名以上が参加すると追記しております。また、1から3に掲げる成果目標を達成するための活動目標を追記しております。このほか、3年前の指針決定以降の状況の変化や、よりわかりやすい表現とするための対応として、文章の整理や一部文言の見直しも行っております。以上、報告いたします。

議　　長　それでは議案第81号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第81号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第81号は原案のとおり決定いたします。
次に、議案第82号を議題といたします。議案第82号は、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　それでは、9ページをお開き願います。議案第82号は、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。提案理由は、平成28年3月4日付農林水産省経営局農地政策課長通知であります「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、及び令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知であります「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、農業委員会活動の点検と評価及び活動計画等について、本会の決定を求めるものであります。本件は、「農業委員会等に関する法律」第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況等について公表することにより、委員会運営の透明性を確保するため、毎年作成するものであり、5月9日に開催された農地集積推進委員会並びに担い手育成委員会において、内容を検討いただいております。10ページをお開きください。まず、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてであります。「Ⅰ農業委員会の状況」は、当市の「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」について記載しております。11ページから17ページは、令和3年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する評価であります。数値目標を掲げた項目のうち、11ページの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」では、「2の令和3年度の目標及び実績」は、集積目標8,558ヘクタールに対し集積実績が8,550ヘクタールで達成状況99.9％となっております。次に、12ページの「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

事務局次長　では、「2 の令和 3 年度の目標及び実績」は、参入目標 36 経営体に対し実績が 29 経営体で達成状況 80.6%、参入面積では、目標が 54 ヘクタールに対し実績が 53.1 ヘクタールで達成状況 98.2%となっております。活動実績の具体的な内容については記載のとおりであります。次に、13 ページの「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」では、解消目標 52 ヘクタールに対し解消実績が－55.2 ヘクタールで達成状況－106.1%となっております。実績がマイナスとなり解消できていない遊休農地が増加した理由は、令和 3 年度から遊休農地として解消に努める区分が新たに設定されたためです。次に、14 ページの「Ⅴ違反転用への適正な対応」は、目標は設定されない項目でありますが、違反転用面積は 2.8 ヘクタール減少しております。次に、15 ページから 17 ページは、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」や「Ⅷ事務の実施状況の公表等」などでございまして、 実施状況等の内容については記載のとおりであります。「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については以上です。続いて、18 ページからの「令和 4 年度最適化活動の目標設定等」についてであります。18 ページは、農業委員会の状況で「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」について記載しております。19 ページ及び 20 ページは、目標及び活動計画を記載しております。19 ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の 1 の(1)、②の目標では、農地の集積の目標年度を令和 13 年度、集積率を 80%とし、今年度の新規集積面積を 185ha、農地面積 13,810ha に対して、今年度末の集積面積を 8,735ha、集積率は 63.3%としております。また、(2)の①遊休農地の解消の②の目標では、「ア既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」は「令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が 73.9ha であり、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を 14.8ha としております。又、「b 黄区分の遊休農地の解消」は「令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積」が 355.4ha であり、解消のための行程表の策定方針を記載しております。「イ新規発生遊休農地の解消目標面積」は 7.4ha としております。次に 20 ページの「(3)新規参入の促進」の②目標では、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割の 40.4ha としております。続いて、「2 の最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の「1 人当たりの活動日数」を月 10 日とし、「(2)活動強化月間の設定目標」を 3 項目の 4 月としております。また、「(3)新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を 1 回としております。以上になります。

議　　長　農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 82 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

佐藤剛郎委員　はい。

議　　長　はい、19 番、佐藤委員。

佐藤剛郎委員　はい。私、ちょっと飲み込めないんだけれども、ちょっと教えてください。13 ページ、令和 3 年度の目標及び実績、遊休農地の解消の目標面積が、52ha。で、解消実績、（2）。－55.2ha。達成が、－106 と。マイナス。マイナスということは、ちょっと、ここの意味教えてほしいんだけれども。

藤田農地利用促進係長　はい、この解消の実績なんですけれども、令和 2 年度の遊休農地の面積から、令和 3 年度の遊休農地の面積引いたんですけれども、そうすれば、結局令和 3 年度に解消できなかった面積が多かったので、マイナスになってるんですよ。令和 3 年度結局不作付地って新たに、不作付地も遊休農地として見ることになったので、

藤田農地利用促進係長	その部分、不作付地の部分が結局解消されなくて、解消する面積が解消できなかったということでマイナスになっております。
佐藤剛郎委員	ちょっと飲み込めないんだけどさ、目標が 52ha、これ解消しますよということで令和 3 年の目標なわけだばな。実績が例えばそこでさ、マイナスの 55.2ha って、マイナスって、ちょっとわからないのさ。マイナス。ということは、52ha、目標に対して、マイナスだって、で、55.2ha が達成したのが 106 だと。マイナス 106 ha だと。ちょっとこれ、私の考えではさ、マイナスってちょっとわからないのさ。達成率がマイナスだとかというのはさ。
佐藤次長	すみません、今の話でちょっと補足させていただきますけれども、このマイナスという部分はですね、結果から申し上げれば、国としてはですね、52ha というのは毎年減るのが当然だという考え方がある中で、当市に当たっては 3 年度は、55.2 増えてしまったということになるんですよ。ですから、単純に解消するんではなくて、逆に増えてしまったと、結果。それがこの数値として書けばですね、マイナスという表現になるという。減ったんであれば、10 減ったとすれば解消面積 10ha なんです。増えたんであれば、マイナス 10ha という書き方になるということでありますので、こういう表現になります。
佐藤剛郎委員	そうすればさ、単純に考えてさ、遊休農地が増えたって解釈すればいいんだべ？そうすれば、わかりました。
佐藤次長	今委員がおっしゃったとおり、増えたということになります。なぜ増えたかということはですね、国の遊休農地の区分の仕方、見方が少し変わってまして、これまでは作付けしてなくて草ぼうぼうでない状況であれば、それはまだ遊休農地ではないとしてカウントしてませんでした。ところが、3 年度からは、そういうところであっても、遊休農地だと、解消しなければいけないという方針を出しまして、増えたということです。
佐藤剛郎委員	まあ、そのうちゆっくりへば。
吉田局長	今まで農地として扱ってあったものが、国の方針として、それが遊休農地という扱いに変わったということ。で、そっくりそのまま増えちゃった、ということです。で、遊休農地が解消されるのではなくて、逆に増えたということで、解消しなきゃいけない面積自体が逆転して、マイナスという表記になったということです。
佐藤剛郎委員	見方が変わったはんで、結果的に増えましたっていうことなんだべ？
吉田局長	そうです。
佐藤剛郎委員	んだよな。はい。
議　　長	はい、他にありませんか。
大湯茂八郎委員	はい。
議　　長	はい、20 番。大湯委員。
大湯茂八郎委員	20 番、大湯です。20 ページのところのですね、大きい 2 番の、最適化活動の活動目標というところがございまして、1 人当たりの活動日数月 10 日と。前回第 1 回の、連携地区の打ち合わせだと、月 6 日以上と、私は理解しておりまして、

大湯茂八郎委員　　これは、4月からの適用ということなんでしょうか。そこの確認です。

伊藤補佐　　ここにある、月10日というのは、国がどの全国の農業委員会でも目標として、月10日以上書いてくださいということでしたので、それにならって、10日という風にしました。あと、連携地区の説明会の時は、月 6 日以上と申しました。それは、国の方で目標は10日以上なんですが、最低限5日、平均5日を切らないようにして下さいとのことで、5日よりも1日多い6日で最低限お願いしますということで説明いたしましたので、6 日というのは国が示した最低限、10 日というのは国が全国に示した目標ということですので、よろしくお願いいたします。適用は4月からになります。

議　　長　　よろしいでしょうか。他にありませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第82号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第82号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」は、原案のとおり決定いたします。
議案第83号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第84号「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 83 号及び第 84 号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　まず、21ページの議案第83号から説明いたします。議案第83号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件24,290㎡、畑16件187,787㎡、合計21件212,077㎡であります。また、使用収益権関係では、田26件187,702㎡、畑19件112,785.19㎡、合計45件300,487.19㎡、さらに、第3条第3項関係が、畑1件8,838㎡であります。次に、51ページの議案第 84 号であります。議案第 84 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑2件756㎡、使用収益権関係が、畑1件 5.81㎡ であります。なお、関連がある申請は、45ページの議案第83号、使用収益権関係、受付番号78番の地上権設定と54ページの議案第84号、使用収益権関係、受付番号1番の営農型太陽光発電設備に関する案件でありますが、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る5月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、佐藤修司委員、須藤秀人委員、種澤達也委員、それに私、木村であります。農地法第3条許可申請の新規就農5件、及び営農型太陽光発電設備の設置に係る3条地上権設定及び5条農地転用の申請について事情聴取を行いました。まず、3条申請について、使用収益権関係、受付番号78番を除いて報告します。30ページをお開きください。所有権関係、受付番号49番について申し上げます。譲受人は、3年ほど前から知人の農地でりんごの栽培に関わっておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、農地を所有する見通しがたったため本申請に及んだと申し述べておりました。今後も、知人の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。33ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号47番について申し上げます。借受人は、父が所有する利用していない農地を耕作するため、本申請に至ったと申し述べておりました。また、申請地で1年ほど前より野菜を耕作しており、今後も、知人の指導の下、引き続き同様にして野菜を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。37ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号59番について申し上げます。借受人は、1年ほど前から知人の農地でりんごの栽培に関わっておりましたが、知人が高齢のため営農困難となった農地を耕作するため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も知人の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。38ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号61番について申し上げます。借受人は、10年以上前から親の所有する農地で農作業に関わっておりましたが、主たる耕作者であった父が高齢になったため本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、りんご及び水稲を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。50ページをお開きください。農地法第3条第3項の使用収益権関係、受付番号2番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人の代表は、岩木地区で3年前よりいちごの栽培を行っております。申請地では、ビニールハウスでいちごを栽培しており、今後も規模を拡大していきたいとのことから本申請に及んだと申し述べておりました。営農する従業員は農業経験が豊富であり、農機具等も備わっており、技術力等、特に問題はないと判断し、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められ、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしておりました。次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。53ページをご覧ください。所有権関係受付番号3番及び4番について申し上げます。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号3番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅その他周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号4番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に54ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号1番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、期間満了に伴い事業継続のために許可申請をするものです。転用面積は、5.81㎡で、所要面積は1,553㎡です。土地利用計画は、架台基礎120本、構内柱1本の接地部分に係る、3年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部

調査委員長	空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の関係通知に基づく一時転用許可の基準を満たすかを判断しました。昨年度の下部の農地における農作物の状況ですが、ミョウガ、わらびについては、地盤が非常に固く、現在、規定の収量を得ることが出来ておりませんが、株分けをして肥料などにより土壌改良を行い、収量の向上に努めたいと申しておりました。また、令和元年8月許可時において、ならたけの作付けを計画しておりましたが、生育状況が思わしくなく、収量を確保することが困難と見込まれるため、今後は栽培経験のある、なめこに変更すると申しておりました。農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しており、発電設備設置による作物への影響は、概ねないことを確認できていることから、事業の継続が可能であると考え、許可相当であると判断しました。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。なお、先ほど申し上げた使用収益権関係、受付番号1番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して、申請のあった45ページの農地法第3条、使用収益権関係、受付番号78番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に同意を得ていることや、これまでの事業の継続でもあることから、周辺農地への支障はないと考えられ、許可相当と判断しました。以上申し上げたことから、議案第83号及び第84号はすべて許可要件を満たしており、いずれも許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
佐藤修司委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞ （佐藤修司委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に32ページ、議案第83号、使用収益権関係、受付番号44番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第83号、使用収益権関係、受付番号44番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第83号のうち、使用収益権関係、受付番号44番については、許可することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。 （佐藤修司委員着席）
戸澤幸彦委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞ （戸澤幸彦委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に44ページ、議案第83号、使用収益権関係、受付番号74番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 83 号、使用収益権関係、受付番号 74 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 83 号のうち、使用収益権関係、受付番号 74 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

（戸澤幸彦委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 83 号のうち使用収益権関係、受付番号 44 番、74 番を除く申請、及び議案第 84 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 83 号のうち使用収益権関係、受付番号 44 番、74 番を除く申請、及び議案第 84 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 83 号のうち使用収益権関係、受付番号 44 番、74 番を除く申請は許可することとし、議案第 84 号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。なお、議案第 83 号使用収益権関係、受付番号 78 番については、県知事許可である議案第 84 号、使用収益権関係、受付番号 1 番と同日の権利設定となるよう許可することとします。
　次に、議案第 85 号を議題といたします。議案第 85 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　55 ページをお開き願います。議案第 85 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 185 ㎡、畑 2 件 571 ㎡、合計 3 件 756 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。57 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番から 4 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第85号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第85号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第85号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第86号を議題といたします。議案第86号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　59ページをお開き願います。議案第86号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2,609㎡、畑12件46,635㎡合計12件49,244㎡であります。また、使用収益権関係は、田11件58,734㎡、畑1件3,964㎡、合計12件62,698㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田11件58,734㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。66ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号15番から70ページ受付番号24番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。65ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号14番から70ページ24番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

石岡人志委員　　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（石岡人志委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に66ページ使用収益権関係、受付番号15番から67ページ受付番号18番についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 86 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から受付番号 18 番について、委員会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議がないものと認め、議案第 86 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から受付番号 18 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。

（石岡人志委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 86 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から受付番号 18 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 86 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から受付番号 18 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 86 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から受付番号 18 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。
　次に、議案第 87 号を議題といたします。議案第 87 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　71 ページをお開き願います。議案第 87 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 17,873 ㎡、畑 11 件 27,821 ㎡、合計 16 件 45,694 ㎡であります。また、使用収益権が、田 2 件 5,893 ㎡、畑 2 件 10,538 ㎡合計 4 件 16,431 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 2 件 5,893 ㎡であります。今回提出されました 20 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 16 件、貸借 4 件が整ったものであります。79 ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号 7 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。78 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 6 番及び 79 ページ受付番号 7 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

小田桐明委員　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（小田桐明委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 73 ページ所有権関係、受付番号 7 番についてご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 7 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議がないものと認め、議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 7 番については、原案のとおり決定いたします。小田桐委員の着席をお願いします。

（小田桐明委員着席）

佐藤修司委員　＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞

（佐藤修司委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 73 ページ所有権関係、受付番号 10 番、及び 78 ページ使用収益権関係、受付番号 6 番について

議　　長　ご審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 10 番、及び使用収益権関係、受付番号 6 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議がないものと認め、議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 10 番、及び使用収益権関係、受付番号 6 番については、原案のとおり決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。

（佐藤修司委員着席）

議　　長　それでは、議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 7 番、10 番、及び使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号のうち、所有権関係、受付番号 7 番、10 番及び使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第87号のうち、所有権関係、受付番号7番、10番及び使用収益権関係、受付番号 6 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
　次に、議案第 88 号を議題といたします。議案第 88 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　81ページをお開き願います。議案第88号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 6,173 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　83ページをお開きください。今回提出されました1件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である あおもり農業支援センター から新たな担い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第88号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第88号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第88号については、計画案に異議がないものと決定いたします。
　次に、議案第 89 号を議題といたします。議案第 89 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　85ページをお開き願います。議案第89号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、1件4,221 ㎡、用途変更が、3件5,229 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。87ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番については、除外後の農地区分が第 3 種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に、88 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番から 3 番は、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」

調査委員長　であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 89 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 89 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案 89 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
次に、議案第 90 号を議題といたします。議案第 90 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　89 ページをお開き願います。議案 90 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。本会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 1,370 ㎡、であります。この願出は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書でありますが、本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があったときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　91 ページをお開きください。受付番号 1 番について、事情聴取した結果を申し上げます。願出人は、野菜を主とした経営をしており、今後の経営規模拡大のため、当該農地を買い受け、かぼちゃを作付けしたいと申し述べておりました。農作業経験もあり、技術力等、特に問題ないと判断しました。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないため、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 90 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 90 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 90 号は証明することに決定いたします。
次に、報告事項に入ります。報告第 16 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　93ページをお開き願います。報告第16号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3,157㎡、畑3件9,447㎡、合計3件12,604㎡であります。なお、取消理由につきましては、95ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第16号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　97ページをお開き願います。報告第17号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田7件63,794.80㎡、畑18件177,199.77㎡、合計25件240,994.57㎡であります。なお、届出理由につきましては99ページから102ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第17号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第18号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　103ページをお開き願います。報告第18号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が田1件4,713㎡、畑2件572㎡、合計3件5,285㎡であります。なお、届出理由につきましては、105ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第18号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第19号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　107ページをお開き願います。報告第19号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田11件52,142㎡、畑4件15,424㎡、合計15件67,566㎡であります。なお、解約理由につきましては、109ページから110ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第19号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 20 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　111 ページをお開き願います。報告第 20 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 1,632 ㎡ であります。以上であります。

議　　長　　報告第 20 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 16 時 24 分］